

高圧ガスの販売事業者さまへのお知らせ

高圧ガス保安法には、販売に係る規定が存在します。公共の安全を確保するため、定期的なご確認をお願いします。

【高圧ガス保安法令の一部（抜粋）】

1 販売事業の届出（法第20条の4）

高圧ガスの販売事業を営もうとする者は、販売所ごとに、事業開始日の20日前までに届出をする必要があります。

2 周知の義務（法第20条の5）

高圧ガス（下表に掲げるものに限る。）を購入する者に対し、災害の発生防止に関し必要な事項を周知する義務があります。

※ 販売契約を締結した際や、前回の周知をしてから1年以上経過して高圧ガスを引き渡すときに周知してください。

用 途	ガ ス の 種 類
溶接・熱切断用	アセチレン、天然ガス、酸素
在宅酸素療用法用	液化酸素
スクーバダイビング等呼吸用	空気
溶接用・熱切断用・燃料用	液化石油ガス

3 販売の方法（法第20条の6）

技術上の基準に従って高圧ガスの販売を行う必要があります。

4 販売するガスの種類の変更（法第20条の7）

販売する高圧ガスの種類を変更したときは遅滞なく届出をする必要があります。

5 販売事業の廃止届（法第21条第5項）

高圧ガスの販売事業を廃止したときは遅滞なく届出をする必要があります。

6 保安教育の実施（法第27条第4項）

従業者に対し保安教育を行う必要があります。

7 販売主任者の選任（法第28条第1項）

可燃性ガスや酸素等を販売する場合は、販売主任者免状等の交付を受け、製造又は販売に関する6月以上の経験を有している者を販売主任者に選任し、販売に係る保安業務

を管理させる必要があります。

※ 「高圧ガス販売主任者届書」に、販売主任者免状等の写しを添えて提出してください。

- ・可燃性ガス、酸素等を販売する場合は、第一種販売主任者免状又は製造保安責任者免状が必要です。
- ・液化石油ガスを販売する場合は、第二種販売主任者免状又は製造保安責任者免状が必要です。

8 帳簿の保存（法第60条第1項）

帳簿（販売容器の授受簿、周知の記録）を備え、これに記載し、記載した日から2年間保存する必要があります。

9 容器の盗難又は紛失について（法第63条）

容器の盗難又は紛失が毎年発生しています。盗難又は紛失した容器により重大な事故につながることもありますので、容器の管理を徹底してください。

また、容器の盗難又は紛失等が発生した場合は、法第63条に基づき遅滞なく事故届書を届出する必要があります。

よくある質問 Q&A

Q1. 冷凍設備のメンテナンスを生業としています。高圧ガスを扱うため、販売に係る手続きをしたいのですが、使用する様式を教えてください。

A. 一般高圧ガス保安規則が適用されるため、「様式第21」を使用して下さい。

※冷凍保安規則が適用されるものは、1日の冷凍能力が20トン（冷媒ガスが二酸化炭素、アンモニア又はフルオロカーボンの場合は50トン）以上の冷凍設備内における高圧ガスを販売することをいう。

Q2. 販売事業所を移転予定です。必要な手続きを教えてください。

A2. 現在の事業所における「廃止届」と併せて、移転先の住所で新たに「販売事業届」が必要となります。

【札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」】

【<https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/>】